

令和6年 第4回五泉市教育委員会定例会 会議録

開 催 日		令和6年4月19日 金曜日
開 催 場 所		五泉市役所 3階 応接室
出席者	教育長	伊藤 順子 君
	委 員	本間 寛和 君
		藤木 由佳子 君
		小出 園子 君
	関係説明者	学校教育課長 井上 雅夫 君 生涯学習課長 風間 章 君 スポーツ推進課長補佐 伊藤 桂 君 図書館長 廣川 規之 君
	書 記	学校教育課 課長補佐 稲餅 泰行 君
欠 席 委 員		吉川 弘一 君

議 事 日 程

令和6年4月19日 午後1時32分 開会開議

付議する事件

- 議第1号 五泉市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議第2号 休日の部活動の地域移行推進方針について

報告する事項

- 報告第1号 五泉市社会教育委員並びに五泉市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 報告第2号 五泉市青少年育成センター運営委員の委嘱について
- 報告第3号 五泉市青少年問題協議会委員の任命について
- 報告第4号 五泉市青少年問題協議会幹事の委嘱について
- 報告第5号 五泉市川東、巢本、橋田公民館運営委員の委嘱について
- 報告第6号 五泉市立図書館協議会委員の任命について
- 報告第7号 五泉市立幼稚園評議員の委嘱について
- 報告第8号 防火管理者の任命について
- 報告第9号 学校運営協議会委員の任命について
- 報告第10号 五泉市地域学校協働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱について
- 報告第11号 労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱について
- 報告第12号 五泉市職員の人事異動について
- 報告第13号 教育財産の取得について
- 報告第14号 令和6年度教育費予算の結果について

報告第 15 号	学区外就学の許可について（令和 5 年度分）
報告第 16 号	学区外就学の許可について（令和 6 年度分）
報告第 17 号	区域外就学の許可について（令和 5 年度分）
報告第 18 号	区域外就学の許可について（令和 6 年度分）
報告第 19 号	令和 5 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について

議 事 経 過 概 要

伊藤教育長 これより第4回教育委員会を開会いたします。本日の議事日程は、お配りしたとおりでございます。それでは議事に入ります。はじめに、議第1号五泉市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長 議第1号五泉市適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示の制定について、ご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。令和6年度の教育費予算要求の中でもご説明しておりましたが、近年増加傾向にあります不登校児童生徒の学習と居場所の確保のため、この度、五泉市村松適応指導教室を設置することといたしましたので、要綱の一部を改正する告示を制定するものです。改正の内容についてご説明いたします。要綱第2条の教室の名称及び位置について、名称を五泉市村松適応指導教室とし、位置は五泉市村松乙75番地の7で、旧村松子育て支援センターの施設を活用するものです。なお、附則につきましては、令和6年6月の開設を予定しておりますので、6月1日を要綱の施行日とすること及び教室に保存する書類の種類について規定するものです。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

本間委員 6月1日から開設できる状況でしょうか。指導する先生とか大丈夫でしょうか。

伊藤教育長 先生や備品については現在準備中であります。

ほかに、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第 1 号につきましては、可決されました。次に、議第 2 号休日の部活動の地域移行推進方針についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

議第 2 号休日の部活動の地域移行推進方針について、ご説明申し上げます。これにつきましては、休日の部活動を地域に移行するため、それに向けた推進方針を示すとともに、令和 6 年度に実施する取り組み内容について、定めたものです。なお、この内容につきましては 3 月 26 日に開催しました令和 5 年度第 1 回五泉市部活動の在り方検討委員会で承認を受けております。それでは、内容についてご説明申し上げます。7 ページをご覧ください。第 1 部はじめにでは、部活動の地域移行の必要性について述べており、少子化の進行により学校の部活動を維持することが難しくなる中で、中学生が多様なスポーツ・文化活動を選択できる環境の整備を目指すものです。次に、8 ページをご覧ください。第 2 部方針策定の背景につきましては、少子化の進行や持続的なスポーツ・文化活動の体制整備及び教員の働き方改革の現状を記載しております。少子化の進行については、15 年後には 15 歳の人口が現在の 385 人から 185 人と半数以下になると想定されております。次の 9 ページから 10 ページにかけましては、令和 5 年度の部活動の所属人数を記載しておりますが、いくつかの部活動では学校単独でチーム編成ができない部活動も見受けられる現状にあります。なお、10 ページの下の方には、部活動の加入数と加入率を記載しており、各学年とも概ね 9 割方の生徒が部活動に加入しており、部活動が生徒の学校生活にとって大きな役割を果たしていることがわかります。11 ページに移りまして、運動部活動の推移ですが、令和元年からの 5 年間の各学校の部活動の推移について記載していますが、運動部では五泉北中学校でバレーボール部、川東中学校で野球部が廃部になっており、12 ページの文化部では、川東中学校で 2 つの部活動が廃部になっており、生徒の選択肢が

徐々に少なくなっている現状にあることがわかります。また 13 ページには、学校の部活動に所属しない理由として、学校以外に所属している。入りたい部活動がないなど、部活動の現状と生徒のニーズに違いがあることがわかります。次の 3 の教員の働き方改革については、14 ページをご覧ください。教員が部活動を担当することについて、できれば担当したくないを含めて担当したくないと答えた教員の割合が半数以上を占め、教員が平日の夕方や土日を返上して指導にあたることで成り立っている部活動には限界があることがわかります。続いて、16 ページをお開きください。第 3 部の推進方針として、1 の地域移行の考え方については、五泉市の実情に応じ多くの課題を解決していく必要があることから、これらの課題と向き合いながら、段階的かつ着実に準備を進めることとします。また、2 の部活動から地域活動への転換として、部活動という学校教育の一環として実施されている活動を地域のスポーツ・文化活動へと広げる取り組みを推進します。3 の受け皿となる地域活動では、部活動の地域移行の受け皿について、市内で活動しているスポーツ・文化の各団体に担っていただけるよう働きかけを行うこととし、地域活動が持続可能なものとなるよう、スポーツ・文化団体の実情に応じ、生徒の受け入れ準備が整ったものから実施していくこととします。17 ページの指導者の量の確保と質の向上では、指導者の確保として、地域団体等との連携により、専門的な技術指導ができる地域人材の把握や発掘に努めるとともに、兼職兼業を希望する教員については、地域活動の運営団体とマッチングできる体制の整備を図ります。質の向上では、学校部活動の教育的意義や役割を地域活動へ継承できるように、地域活動の指導者に周知するとともに、地域活動の運営団体や学校、そして教育委員会が密に情報交換し、一貫性を持った指導が行われるよう連携していく必要性を記載しています。5 の費用負担については、参加する生徒が、加入が必要な保険料を含めた活動費を負担する

受益者負担を原則としますが、費用負担により参加をあきらめる生徒が出ないように、地域活動の参加に係る経費を支援する仕組みを検討します。6の地域活動の環境につきましては、17ページから18ページに記載のとおり、地域活動の活動場所については、市内の学校施設やスポーツ・文化施設の利用を基本とし、地域活動の回数については、平成31年に策定された五泉市適正な部活動の運営に関する方針により、土・日のいずれか1日は部活動の休養日を設けることとなっているため、生徒の地域活動においても土・日のいずれか1日とし、1か月の活動回数や1回あたりの活動時間については、活動が過度なものとならないよう運営団体と協議し決定することとします。8の段階的な地域移行のスケジュールについては、令和6年度から令和9年度に地域活動の環境整備のための取り組みを重点的に行うこととしますが、現時点では移行完了の期限は設けないこととします。9の推進方針の見直しについては、活動を開始した種目の実施状況や在り方検討委員会での議論をふまえて、内容の見直し、改訂を行うこととします。以上、方針案についてご説明申し上げました。次に、令和6年度の取り組み内容についてご説明いたします。令和6年度は、スポーツ庁の実証事業を受託して、剣道とソフトテニスについて、7月をめどに地域活動の開始を目指します。この2競技につきましては、令和5年7月に市内のスポーツ団体に対して、中学生を受け入れることが可能かのアンケートを実施し、その回答をもとに、現に部活動の種目としてあること、また土日新たに時間を設けて中学生を受け入れられると回答を得たことが選定した理由となります。実証事業の内容としては、コーディネーターの配置、地域活動指導者に対する謝金の支払い、スポーツ安全協会保険への加入が主な内容となります。3のその他は、さらなる種目拡大を目指すこと、費用負担の在り方については、関係団体と意見交換をして検証を進めます。最後の4の令和6年度のスケジュールについては、5月に剣道と

ソフトテニスについて参加募集を行い、7月の活動開始を目指します。その後、2回目の生徒、保護者、教員への地域活動に関するアンケートを実施し、新たに活動を開始する種目についての検討を行い、団体との調整を進めます。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

本間委員

令和6年度からの取り組みということで、コーディネーターは学校ではなく学校教育課の事務局に職員を配置して調整をするのでしょうか。

井上課長

学校教育課で会計年度任用職員として任用いたしまして、4月から各競技団体との協議に入っております。

本間委員

今までは部活のことについては学校の方が窓口だったのが、剣道とソフトテニスについては、コーディネーターさんが窓口となって動いて行くのでしょうか。

井上課長

コーディネーターさんが学校や競技団体、生徒との調整役ということで今後取りまとめしていただきたいと考えております。

伊藤教育長

ほかに、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第2号については、可決されました。次に報告第1号五泉市社会教育委員並びに五泉市公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長

報告第1号五泉市社会教育委員並びに五泉市公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。27ページをご覧ください。このたび、委嘱しておりました委員の所属において人事異動がありましたので、こちらに記載のとおり橋田小学校の梅川智子校長を新たに委嘱したものです。任期につきましては、前任者の残任期間である令和6

年4月1日から令和6年5月31日までであります。以上、社会教育委員並びに公民館運営審議会委員の委嘱について、ご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第1号を終了いたします。次に、報告第2号五泉市青少年育成センター運営委員の委嘱についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長

報告第2号五泉市青少年育成センター運営委員の委嘱について、ご説明申し上げます。29ページをご覧ください。このたび、委嘱しておりました委員の所属において人事異動がありましたので、こちらに記載のとおり五泉警察署の増子信次生活安全課長ほか3名を新たに委嘱したものです。任期につきましては、前任者の残任期間である令和6年4月1日から令和6年5月31日までであります。以上、青少年育成センター運営委員の委嘱について、ご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第2号を終了いたします。次に、報告第3号五泉市青少年問題協議会委員の任命についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長

報告第3号五泉市青少年問題協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。31ページをご覧ください。このたび、任命しておりました委員の所属において人事異動がありましたので、こちらに記載のとおり五泉警察署の遠山春則署長ほか3名を新たに任命することについて、

市長に内申したものであります。任期につきましては、遠山委員が3月18日から、その他の3名は4月1日から、前任者の残任期間である令和6年5月31日までであります。以上、青少年問題協議会委員の任命について、ご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第3号を終了いたします。次に、報告第4号五泉市青少年問題協議会幹事の委嘱についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長

報告第4号五泉市青少年問題協議会幹事の委嘱について、ご説明申し上げます。33ページをご覧ください。このたび、任命しておりました委員の所属において人事異動がありましたので、こちらに記載のとおり五泉警察署の増子信次生活安全課長ほか1名を新たに委嘱することについて、市長に内申したものであります。任期につきましては、増子幹事が3月18日から、落合幹事は4月1日から、前任者の残任期間である令和6年5月31日までであります。以上、青少年問題協議会幹事の委嘱について、ご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第4号を終了いたします。次に、報告第5号五泉市川東、巢本、橋田公民館運営委員の委嘱についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長

報告第5号五泉市川東、巢本、橋田公民館運営委員の委嘱について、

ご説明いたします。35 ページをお開きください。このたび、委員の任期が令和6年3月31日で満了を迎えたことから、川東公民館運営委員として川東小学校の雑賀真澄校長と川東中学校の佐藤昌樹校長を、巢本公民館運営委員として巢本小学校の渡邊直樹校長ほか8名を、橋田公民館運営委員として橋田小学校の梅川智子校長をそれぞれ委嘱したもので、12名のうち新規は5名、継続は7名であります。任期につきましては、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。以上、公民館運営委員の委嘱について、ご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第5号を終了いたします。次に、報告第6号五泉市立図書館協議会委員の任命についてであります。図書館長の説明を求めます。

廣川館長

報告第6号五泉市立図書館協議会委員の任命についてご説明申し上げます。ご説明申し上げる前に、図書館協議会委員についてご説明申し上げます。図書館協議会は、図書館法第14条第2項にもとづき、図書館の運営に関し諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、意見を述べる機関であります。それでは、図書館協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。37 ページをご覧ください。五泉市立図書館条例第17条にもとづき、五泉市校長会より推薦され任命しておりました巢本小学校長の高松由美子先生が退職されましたので、その後任として巢本小学校長の渡邊直樹先生を任命したものであります。なお、任期につきましては、令和6年4月1日から前任者の残任期間の令和6年5月31日までであります。以上、五泉市立図書館協議会委員の任命について、ご報告いたしました。よろしくお願いいたします。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第6号を終了いたします。次に、報告第7号五泉市立幼稚園評議員の委嘱についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第7号五泉市立幼稚園評議員の委嘱について、ご説明申し上げます。この度の幼稚園評議員につきましては、幼稚園の教育目標や教育活動、また、幼稚園・家庭・地域社会の連携のあり方について、園長の求めに応じ、意見を述べることを役割とし、園長が評議員を5人以内で推薦し、教育委員会が委嘱するものです。この度委嘱する方は、名簿の一番下の岩村綾子さまがPTA会長の交代により新たに任命することとなりますが、それ以外の4人の方は再任となります。任期につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。以上、五泉市立幼稚園評議員の委嘱について、報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第7号を終了いたします。次に、報告第8号防火管理者の任命についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第8号防火管理者の任命について、ご説明申し上げます。40ページをお開きください。この度任命する防火管理者につきましては、各学校に防火管理者を置くことが消防法に規定されており、五泉市立学校の施設、設備の管理に関する規則第5条では、防火管理者には校長を充

てるとし、校長が資格を有していない場合は、資格を持っている他の教員をもって、これに充てると定めております。新たに任命した3人につきましては、前任者の退職及び転出により、新たに任命された方です。なお、名簿の一番下の村松小学校につきましては、校長が資格を有していないため、有資格者の教頭を充てることとしており、それ以外の2校は校長に任命いたしました。任期につきましては、令和6年4月1日から当該校に在職する期間となります。以上、防火管理者の任命について、報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第8号を終了いたします。次に、報告第9号学校運営協議会委員の任命についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長 報告第9号学校運営協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。議案書の42ページをご覧ください。この度の任命につきましては、各小中学校に設置している学校運営協議会の委員で、委員の任務としましては、各学校長が作成する学校の運営に関する基本方針を審議し承認することや学校の運営について意見を述べることを主な役割とし、委員の定数は15人以内で、学校長の推薦により教育委員会が任命するものです。この度任命した委員は、議案書の43ページから49ページの別紙五泉市学校運営協議会委員に任命する者に記載されております、各学校長から推薦いただきました全13校、136人に任命したものです。任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。以上、学校運営協議会委員の任命についてご報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第9号を終了いたします。次に、報告第10号五泉市地域学校協働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第10号五泉市地域学校協働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱について、ご説明申し上げます。議案書の50ページをご覧ください。この度の委嘱につきましては、地域と学校が協働で活動する際の推進員及び協働本部の本部員で、推進員及び本部員の役割につきまして、推進員は地域と学校が協働で行う学校行事や地域行事の企画・立案や行事に必要な協力者の確保と連絡調整などを行う地域のコーディネーターの役割を担う方であり、定数は各校1人です。本部員はそれらの行事の運営などにご協力いただくことを主な役割とし、定数の規定はありません。いずれも学校長の推薦により教育委員会が委嘱するものです。それでは、51ページをお開きください。始めに、推進員でありますが、13校に各1人委嘱いたしましたが、名簿の五泉南小学校と五泉中学校は関塚真弓さま、川東小学校と川東中学校は栗田秀子さま、大蒲原小学校と村松小学校につきましては、猪又久美子さまが両校を担当することになるとともに、全員が再任となります。任期につきましては、令和6年4月1日に発令したことから、その日から令和7年3月31日までとなります。次に、五泉市地域学校協働本部本部員につきましては、52ページから56ページにかけて記載しております12校71人に委嘱したものです。任期につきましては、令和6年4月1日に発令したことから、その日から令和7年3月31日までとなります。なお、五泉北中学校につきましては、現在人選を進めており、次回以降の定例会でお知らせすることにしております。以上、五泉市地域学校協

働活動推進員及び五泉市地域学校協働本部本部員の委嘱について、報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第 10 号を終了いたします。次に、報告第 11 号労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長 報告第 11 号労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱について、ご説明申し上げます。57 ページをお開きください。この度の衛生推進者の委嘱につきましては、職場におけます労働者の安全と健康を確保することを目的に、常時勤務している教職員が 10 人以上 50 人未満の学校等については、衛生推進者を選任しなければならないと労働安全衛生法に規定されており、当市の学校にはすべて衛生推進者を配置しております。この度の委嘱は、五泉中学校以外は 4 月の人事異動により任命するもので、五泉中学校についてはこれまで養護教諭に任命していましたが、今年度より教頭先生を衛生推進者とするもので、別紙名簿に記載のとおり、令和 6 年 4 月 1 日付けで委嘱したものです。以上、労働安全衛生法による衛生推進者の委嘱について報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第 11 号を終了いたします。次に、報告第 12 号五泉市職員の人事異動についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第 12 号五泉市職員の人事異動について、ご説明申し上げます。
59 ページをお開きください。この度の人事異動につきましては、令和
6 年 4 月 1 日付けで発令されました市職員の人事異動となります。ペ
ージをめくっていただきまして、各課の概要についてご説明いたしま
す。始めに、学校教育課です。転出、任用期間満了、割愛退職を含めて
8 人の異動があり、係長 3 人、新規採用と割愛採用を含め、7 人が転入
いたしました。次に、生涯学習課ですが、転入、転出とも 2 名が異動し
ております。次に、生涯学習課村松事務所では、係長職 1 名が転入、転
出しております。次に、スポーツ推進課ですが、課長補佐職 1 名の転入、
転出と新規採用職員 1 名が転入しております。次のページに移りまし
て、図書館ですが、先ほど自己紹介でもありましたが、高齢福祉課から
廣川館長が課長職へ昇任し、斎藤前館長は役職定年をしたうえで、環境
保全課に転出いたしました。このほか、五泉南小学校におきましては、
今年度から調理業務を直営から業務委託したことから、2 人の調理員
が保育園などに異動いたしました。次の、川東小学校の管理員は定年退
職いたしましたが、再任用職員として、引き続き、同校に勤務いたして
おります。以上、五泉市職員の人事異動について、ご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第 12 号を終了いたします。次に、報
告第 13 号教育財産の取得についてであります。学校教育課長の説明を
求めます。

井上課長

報告第 13 号教育財産の取得について、ご説明申し上げます。この度
の教育財産の取得につきましては、本年度工事を実施いたしました五
泉市立川東中学校長寿命化予防改修工事にて増築いたしましたエレベ

ーター棟について、教育財産として調書に登載するものです。なお、財産の詳細につきましては、構造が鉄骨造3階建て、面積が56.04平方メートル、エレベーター棟として使用するものです。以上、教育財産の取得について、ご説明申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第13号を終了いたします。次に、報告第14号令和6年度教育費予算の結果についてであります。学校教育課長から順次説明を求めます。

井上課長

報告第14号令和6年度教育費予算の結果について、ご説明申し上げます。66ページをお開きください。令和6年度の教育費予算につきましては、令和5年第12回教育委員会定例会で、教育費の予算要求についてご説明の上、ご承認をいただき市長に対し予算要求を行ったところですが、その後の市長査定や2月市議会定例会の議決を経て、決定したところです。それでは、教育委員会の全体の予算について申し上げます。教育費関連予算は、上段の教育費と下段の総務費及び災害復旧費の大きく3つに分かれております。まず、令和6年度の教育費の当初予算額は一番上の3列目に記載のとおり19億3,730万8千円となり、要求時に比べ、2億4,381万1千円の減額となりました。次に、総務費の当初予算額ですが、中ほどの2款総務費の3列目に記載のとおり2億347万8千円となり、要求時に比べ、1億3,762万6千円の減額となりました。次に、災害復旧費であります。これについては当初の要求はありませんでしたが、1月の能登半島地震の災害復旧費として、予算を追加要求したものであり、当初予算額ですが、2款総務費の下に3列目に記載のとおり1,662万円を計上したところです。教育費、総務費、災害

復旧費の3つを合わせますと一番下の教育委員会合計に記載のとおり総額が21億5,740万6千円となり、要求時に比べ3億6,481万7千円の減額となりましたが、令和5年度に比べますと1億4,852万2千円の増額となっております。それでは、ここからは担当課ごとに、要求額に対し増減のあった主な内容についてご説明いたします。始めに、学校教育課所管分です。67ページをご覧ください。10款教育費1項教育総務費2目事務局費の6番特別支援教育推進事業では、介助員、学習指導補助員の勤務時間を現状より長い時間勤務できるよう予算要求をしましたが、勤務時間は現状を維持する内容で決定したため、1,223万9千円を減額しました。次のページに移りまして、11番小中学校ICT機器等整備事業では、校務用パソコンや複写機、印刷機の更新を予定しましたが、リース期間の延長で対応することとなったため、1,539万5千円を減額しました。次に、2項小学校費に移りまして、1番遠距離通学支援事業は、バスの運行費用の見直しにより1,912万8千円を減額しています。次のページに移りまして、6番小学校管理費では、学校施設の工事予定箇所数の見直しなどにより4,287万8千円の減額となりました。次に、2目教育振興費の3番語学指導等外国青年招致事業では、現在小学校に勤務中の2人のALTのうち1人が8月に入れ替わるため、そのための経費101万1千円が増額となりました。続きまして、次のページに移りまして、3項中学校費1目学校管理費1番遠距離通学支援事業は、小学校費同様にバスの運行費用の見直しにより1,247万8千円を減額しています。次に、3番五泉北中学校長寿命化改修事業は、改修予定年度を変更することにより全額減額いたしました。次に、6番中学校管理費では、学校施設の工事予定箇所数の見直しなどにより3,671万5千円の減額となりました。次に、2目教育振興費の3番語学指導等外国青年招致事業では、現在中学校に勤務中の2人のALTが8月に入れ替わるため、そのための経費208万4千円を増額いたしま

した。次のページに移りまして、6 番中学校教育振興費につきましては、予算要求時では、その下の 7 番地域スポーツ・文化活動事業の経費を含んだ金額となっていました。部活動の地域移行の経費を 6 番から 7 番地域スポーツ・文化活動事業として、新たに事業化したことにより、予算がそれぞれ増減したものです。学校教育課の所管分の主な変更箇所は以上になります。

風間課長

続きまして、生涯学習課所管分について、ご説明申し上げます。71 ページをご覧ください。5 項社会教育費、1 目社会教育総務費は要求額に対して 233 万 2 千円の減額となりましたが、主なものは、72 ページの一番上の 6 番発掘調査事業で、若宮地区圃場整備に係る遺跡等の発掘・調査委託料の見直しにより減額したものであります。次に、2 目青少年対策費が 113 万 5 千円の減額となりましたが、主なものは、3 番チャレンジランド杉川管理運営事業で、光熱水費と寝具クリーニング代の見直しにより減額したものであります。次に、74 ページをご覧ください。2 款総務費、1 項総務管理費、9 目さくらんど会館・栗島ふれあい館費が 215 万 9 千円の減額となりましたが、主なものは、1 番さくらんど会館事業で光熱水費や修繕料などの見直しにより減額したものであります。生涯学習課所管分は、以上となります。

伊藤課長補佐

続きまして、スポーツ推進課所管分について、主だった変更分についてご説明いたします。73 ページをお願いします。10 款教育費、6 項保健体育費、2 目体育施設費、2 体育施設管理運営事業につきましては、村松体育館 LED 照明設備工事費の変更や村松体育館玄関ポーチ屋根防水工事の追加、スポーツトラクターの購入を見送るなど見直しを行い、3,248 万 2 千円を減額した 1 億 1,323 万 7 千円となりました。次に 74 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、8 目総合会館費、1 総合会館事業につきましては、修繕料などの見直しを行い、235 万 1 千円を減額した 4,729 万 2 千円となりました。2 総合会館改修事業につきましては、

中ホールの外壁・屋根改修工事を大規模改修時に併せて行うなどの見直しを行い、1億3,296万7千円を減額した1,220万円となりました。以上、スポーツ推進課所管分をご報告いたしました。

廣川館長

続きまして図書館所管分について、ご説明申し上げます。73ページをご覧ください。上段、5目図書館費の令和6年度要求額は1億4,655万6千円でありましたが、予算額1億2,298万6千円となり2,357万円の減額となったものであります。減額の主なものとしまして2番、図書館管理運営事業の工事請負費、五泉図書館の冷暖房設備の中央監視装置更新工事などの内容を精査したことにより、2,362万5千円の減額となったものであります。以上、報告第14号令和6年度教育費予算の結果についてご報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第14号を終了いたします。次に、報告第15号学区外就学の許可について（令和5年度分）であります。なお、報告第15号については、秘密会とさせていただきます。

報告第15号 非公開

伊藤教育長

報告第15号を終了いたします。次に、報告第16号学区外就学の許可について（令和6年度分）であります。なお、報告第16号については、秘密会とさせていただきます。

報告第16号 非公開

伊藤教育長

報告第 16 号を終了いたします。次に、報告第 17 号区域外就学の許可について（令和 5 年度分）であります。なお、報告第 17 号については、秘密会とさせていただきます。

報告第 17 号 非公開

伊藤教育長

報告第 17 号を終了いたします。次に、報告第 18 号区域外就学の許可について（令和 6 年度分）であります。なお、報告第 18 号については、秘密会とさせていただきます。

報告第 18 号 非公開

伊藤教育長

報告第 18 号を終了いたします。次に、追加議案となります。報告第 19 号令和 5 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第 19 号令和 5 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について、ご説明申し上げます。追加議案書をご覧ください。この度の要保護・準要保護児童生徒の認定につきましては、児童生徒が等しく勉学に励むことができるよう、経済的にお困りのご家庭に小中学校の就学に要する学用品や修学旅行、給食費などの費用を援助する制度であります。令和 5 年度分は 7 月に当初申請分の認定を行い、その後の追加認定や転校による認定解除などの増減を差し引きし、令和 6 年 3 月末の認定数が確定いたしましたので、認定数一覧を作成し、報告するものです。一覧表は、81 ページと 82 ページに小学校、83 ページに中学校と、学校別に要保護、準要保護の総数などをまとめております。それでは 82 ページをお開きいただき、中ほどの小学校計の太枠の総数の欄をご覧ください。要保護児童の総数は 3 人、準要保護児童が 265 人の合わせま

して 268 人を認定し、世帯の認定数は要保護 2 世帯、準要保護 196 世帯の合わせて 198 世帯と、令和 4 年度に比べまして、児童数が 3 人、準要保護の世帯数も 9 世帯増加しました。なお、[] 小学校と [] 小学校に区域外就学をする 3 人の児童につきましては、住所のある教育委員会が援助費の一部を支給することにしておりますので、認定数に含めているものです。次のページに移りまして、中学校につきましては、下の欄の中学校計の欄をご覧ください。総数は要保護生徒が 1 人、準要保護生徒が 159 人の合わせまして 160 人を認定し、世帯の認定数は、年度途中で異動があったため、年度末時点での世帯数はありませんが、準要保護は 145 世帯で、令和 4 年度に比べまして、生徒数が 4 人増加しましたが、世帯数は 3 世帯減少したところです。なお、[] 中学校も小学校と同様に、本市で援助費を支給するものです。また、一番下の新入学学用品費は、4 月に各小学校に入学した児童の中で経済的に困りの児童の保護者に対し、入学前の保育園等に在園中に新入学学用品の購入費を援助いたしました。令和 5 年度につきましては、50 人、49 世帯のお子さまが対象となりました。以上、令和 5 年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第 19 号を終了いたします。次に、各課からの報告事項であります。学校教育課長から順次説明を求めます。

井上課長

学校教育課に関する事項を説明いたします。初めに、感染症に関する事項です。これまで、新型コロナウイルス感染症については罹患者数を、インフルエンザ感染症については罹患者数ではなく、学級閉鎖などの状況について報告いたしておりましたが、新型コロナウイルス感染症が 5

類に移行し、約1年が経過したことから、今月以降は罹患者数の報告ではなく、学級閉鎖などクラス以上の単位で、措置が施された件数を報告することにいたしますので、ご理解いただけますようお願いいたします。それでは、3月の状況ですが、コロナウイルス感染症による学級閉鎖はありませんでしたが、インフルエンザ感染症につきましては、小学校3校で7クラスが学級閉鎖をいたしました。4月につきましては、コロナウイルス感染症による学級閉鎖は小学校で1校、1クラスが、インフルエンザ感染症につきましては今のところ学級閉鎖等を行っておりません。感染症の状況については以上です。続きまして5月の学校行事ですが、小学校の運動会が5月18日土曜日に、五泉小学校、五泉南小学校、巢本小学校、大蒲原小学校、村松小学校、愛宕小学校で行われ、翌週25日土曜日に五泉東小学校、川東小学校、橋田小学校の3校でそれぞれ開催される予定となっております。学校教育課分は以上です。

風間課長

続きまして、生涯学習課です。ラポルテ五泉についてのお知らせです。令和3年10月にオープンして2年半が経ちますが、延べ来館者数が間もなく100万人を達成する見込みとなりました。過去の推移やこのところの状況からすると来週末、遅くとも今月中には達成する見込みであり、100万人目の来場者に記念品を贈呈するなど、セレモニーを予定しております。都市の広場に設置されているチューリップ回廊「ルデフル」は現在見ごろを迎えており、また、館内には昨日から村松ののぼり旗まつりで使用されるのぼり旗や鐘馗様も飾られておりますので、ぜひ皆さまにも足を運んでいただければと思います。続きまして、文化財巡りのお知らせです。開催日は5月11日(土)で、今回は三本木の隆善寺が所蔵している薬師如来仏や慈光寺のスギ並木、文殊菩薩坐像などを見学するコースとなっております。申込み締め切りは本日となっております、定員50人にはまだ達しておりませんので、ご興味がありましたらお申し込みいただきたいと思います。生涯学習課からは、以上であ

ります。

伊藤課長補佐

続きまして、スポーツ推進課からのお知らせです。4月10日号の広報と一緒に令和6年度「健康・スポーツカレンダー」を全戸配布いたしました。順次、教室などの受付を開始してまいります。

廣川館長

図書館に関する事項を報告いたします。家読おおすすめの1冊と昔話クイズを4月20日(土)から5月19日(日)までの子ども読書週間に開催します。この家読(うちどく)は、漢字で書きますと家(いえ)と読(よむ)むと書きます。これは家族で本を読み、本を通じてふれあいを増やすことを目的として、皆さんからおすすめする1冊を紹介していただくものです。応募は、図書館備え付けの応募用紙に紹介したい本を記入して応募いただくものです。応募いただいた作品は館内に展示いたします。また、昔話クイズですが、館内にある昔話のおはなしに関する問題を読んで、昔話のタイトルを当てるものです。正解した方に図書館オリジナルのしおりをプレゼントいたします。図書館からは以上です。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質問ございますでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長

ないようでありますので、それでは、以上で第4回教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

この後、次回会議日程調整と通知をして閉議。

閉 議 時 間 午後2時45分

令和 年 月 日

上記のとおり相違ないので署名します。

教育長

委 員

委 員

委 員

調整者
